

1 [1] 政治不信が深刻である。何をもって政治と呼ぶかは大きな問題であるが、1995年春の統一地方選挙では政党政治への不人気、また同年夏の参議院選挙では投票率の低さが示すように政治そのものに対する国民の不信が、一気に表面化した感がある。政治不信の基因を探っていくと、腐敗、癒着、茶番、横柄、無責任、私欲追求、権力抗争など、さまざまな要因が芽づる式に出てきそうだが、政治にあまりに嘘が多いことが主要な原因になっているように思われる。

2 [2] 95年春の東京都知事選で当選した青島幸男新知事は、選挙公約に掲げた世界都市博覧会  
3 の中止を決定した。都議会や都の幹部職員の強い反対を押し切った決断だったが、そこに至  
4 るまでの新知事の一挙一動、迷いに満ちた表情の陰影が連日詳細に報道されたほど、それは大  
5 きな「事件」だった。つまり、政治家が選挙公約を守ることが当然であるどころか、守ろうと  
6 苦しむことさえ今の政界にはめったにお目にかかれない出来事になっているということだろう。

7 [3] もっとも、公約違反か否かが裁判等の厳格な手続によって審査されるということは通常あ  
8 りえない。どこまでが許容範囲で、どこからが違反なのか、その判断は公約を掲げる政治家の  
9 おかれたさまざまな条件、および政治家を評価する個人の主観に左右される。たとえば、一人  
10 の政治家が政治状況や個別政策に対してどの程度の権限や影響力をもっているかは、基本条件  
11 の一つだろう。公共料金を値上げしないことを公約の一つに掲げて当選した栗本慎一郎代議士  
12 (東京3区選出)は、その後公共料金が次々と値上げされることを指摘され、自分は国会で値  
13 上げ阻止のために力の限りを尽くした、内閣が交代して思わぬ展開になっただけで、自分はや  
14 ることはやったのだ、とテレビで弁明していた。「一寸先は闇」といわれる政治の世界において、  
15 政変で与党が野党に転落することまでは予想できないし、一人の力で財政を立て直すことも不  
16 可能だと、この弁明を同情的に聞いた者もいよう。あるいは、日本の政治制度の中では、一人  
17 の国会議員、それも新人議員の及ぼしうる影響がもともと著しく限られている以上、初めて国  
18 政選挙に出る者に政策面で多大な期待をする方が甘いのだ、といった醒めた見方をする者もあ  
19 りえよう。

20 [4] 公約(約束)を履行したと見るか、違反したと見るかという問題は、その意味で相関的な  
21 ことがらといえる。つまり政治状況、制度条件、社会全体の価値観、公約する側の能力、公約  
22 を受けとる側の判断力、そして両者の信頼関係に基づいて評価されるものである。青島知事の  
23 都市博中止の決定に戻れば、それが知事の最終決定権の大きさという制度条件に支えられてい  
24 たことは見逃せない。裁量幅・自由度という点からみて、自治体の大統領ともいべき知事は、  
25 その自治体の政治に関する限り、内閣総理大臣よりも大きな権力をふるうことが可能である。

32 というのは、戦前と比べたとき現在の首相の権限は制度的に広範かつ強力なものとなっている  
33 にもかかわらず、国政に関しては議院内閣制をとる関係上、政党間もしくは与党内派閥間の  
34 力学、あるいは政策的な専門知識を掌握する官僚制との力関係から、実質的にその裁量権や自  
35 由が知事よりもかなり制限されていると考えられるからである。

36 [5] この裁量と自由の大きさという問題は、約束する能力、責任を負う能力に大きく影響する。  
37 親がある段階で子供の自由に任せるということをしなければ、子供の約束する能力や責任能力  
38 は育たず、親の任せ姿勢は、子供に対する深いところでの信頼感に支えられている。約束を  
39 守ったか否かはどの時点で判断するかにもかかっており、真に信頼されている子供は二度三度  
40 親を裏切りながらも、成長の過程でやがて「早起きする」「もう喧嘩はしない」といった約束を  
41 自ら守るようになる。同様の関係は政治家と国民の間にも見られる。政治家に自由・裁量・  
42 権力を与えるかどうかは、結局のところ国民の選択にかかっている。公約の履行・違反は、そ  
43 の意味で政治家と国民との信頼関係の関数でもある。

44 [6] 1991 年秋、海部首相退陣の後を受けて選ばれた宮沢首相は、政治改革にただならぬ意欲  
45 を示した。政治改革法案が上程された後の 1993 年春、首相はテレビのインタビューで「必ず  
46 やりますよ。ええ、今国会でやります。私は嘘はつきません。」と国民に向かって言い切ってい  
47 た。これに対して首相秘書官ら側近は、想定問答の中で「いま、党執行部や衆院特別委員会で  
48 いろいろ苦労していただいている最中ですから。」という程度の慎重な表現にとどめるつもりで  
49 いた。というのも、91 年に「政治改革に不退転の決意で望む」と意思表示していた海部首相が、  
50 党内から政治改革を名目に総裁続投を図ろうとしているととられて反発を買い、退陣に追い込  
51 まれたという経緯があり、政治改革というテーマの重さ、また与党の国会内勢力・宮沢首相の  
52 党内基盤・国民の支持の弱さからいって、必ずやるとの約束ができる情勢にはないことが客観  
53 的・経験的に明らかだったからである。

54 [7] にもかかわらず、宮沢首相はいつになく強い口調で上述の決意表明をした。しかるに結果  
55 は、政治改革法案への国会承認どころか、会期延長についての与党内同意さえ得られず、つい  
56 に内閣不信任決議を可決され、自民党単独政権最後の総理としてその名を戦後政治史に残すこ  
57 とになった。ただ、この時の国民感情としては、海部首相退陣の場合もそうであるが、首相が  
58 命がけで公約を守るという事態など既に期待しなくなっており、したがって落胆の度合いもさ  
59 ほど深刻でなかったのではないかと。むしろ、党内基盤の弱い首相に対する同情と、リーダーの  
60 言葉が重みを失って久しいこの国の政治に対する諦観とが入り交じっていたように思われるの  
61 である。

62

II

63

[8] 喜びであれ悲しみであれ、また希望であれ諦めであれ、人間がある種の感情にひたるとき、  
64 しばしばこれはいつか味わった思いであることに気づく。それも個人としてだけでなく、家族  
65 や集団や国民といった社会としても似たような経験をすることがある。1994年2月3日未明、  
66 細川首相が記者会見で突如「国民福祉税」導入の意思を表明し、わずか34時間後にこれを打  
67 ち消したとき、国民はムードとしてこのさっそうたるリーダーに新鮮な期待を寄せていたにも  
68 かかわらず、何か自民党政権時代から味わい続けたあの味にまたしても接した気がしたのでは  
69 なかろうか。記憶の内容自体は定かでなくとも、似たような感情の喚起によって似たような過  
70 去の経験が蘇る。

71

[9] 少し時をさかのぼるが、1986年から87年にかけて日本の政治は絵に描いたような首相の  
72 公約違反を経験している。86年6月、「解散は全く念頭にない」とっていた中曽根首相は大方  
73 の予想どおり衆議院を解散し、7月の衆参同日選挙に向け政界は熱い戦いに突入した。選挙  
74 最大の争点は大型間接税をめぐるものだったが、首相はくり返し「決して導入はしない。考え  
75 てもいない」と明言し続けた。遊説では「私がウソをつく顔に見えますか。見えないでしょう。」  
76 と締めくくっている。その自身に満ちはっきりとした物言いは、日本の政治リーダーとして珍  
77 しく印象的でさえあった。自民党各候補者も選挙演説の中で、首相の決意を次のように支持し  
78 ている。

79

「総裁・幹事長がやらないと言い、第一線のわれわれが反対しているのに、導入などで  
80 きっこない。」(衆院東京1区候補)

81

「首相は公式の場で導入しないとやっている。自分を国会に出していただければ、必ず  
82 阻止するつもりだ。」(衆院福井全県区候補)

83

「もしこれを実施したら自民党は国民から総スカンを食う。」(衆院大阪6区候補)

84

一方、野党の候補者たちは口をそろえてこれに反発、首相の発言の欺瞞性を告発している。

85

「政界風見鶏の言うことなど信用できない。」(衆院熊本1区社会党候補)

86

「首相はウソつきだからやらんと言っても選挙に勝てばやる。」(衆院和歌山1区公明党  
87 候補)

88

「中曽根はやると言ったことはやらん。やらんと言ったことはやる。」(参院福井選挙区  
89 民社党候補)

90

「何でわざわざ『やりません』と言うのか。やるぞ、という意味なんです。」(衆院大阪  
91 2区共産党候補)

92

[10] これは首相ではなく自民党有力政治家に関するものだが、「藤尾(政行)さんは正直な人。

---

93 大型間接税導入をポロツと漏らした」(衆院大阪 5 区、公明党候補)というアイロニカルなコ  
94 メントもあった。実は選挙後文部大臣として入閣した藤尾氏は、雑誌『文芸春秋』で日韓併合  
95 には韓国の責任もあったという趣旨の問題発言を行い、同年 9 月に中曽根首相から罷免されて  
96 いる。心に思うことをそのまま口には出さないという、職業政治家として最低限の心得さえ守  
97 れないことを、「正直」という言葉で皮肉ったのである。

98 [11] さて、この同日選挙の結果は、自民党の獲得議席が衆院 304、参院 74 という同党にとつ  
99 ての「歴史的大勝」に終わった。そして野党議員らの「予言」どおり、同年末提出された予算  
100 案には「売上税」が盛り込まれ、翌年の両院の予算委員会は大荒れとなった。国会における数  
101 の上での優勢にもかかわらず、自民党は年度内の予算案通過をなしえず、87 年 4 月ついに数を  
102 背景にした強行採決の挙に出た。しかし野党の激しい反発は收拾できず、原衆議院議長が議長  
103 預かりとし、結局売上税法案を廃案として予算を成立させたのである。

104 [12] かくて中曽根首相の「大型間接税導入せず」の公約は、真昼の高原のような明らかさで  
105 真っ赤な嘘であることが判明した。そうして 87 年秋の総裁選を期に同首相は退陣し、また次  
106 の国政選挙となった 89 年夏の参院選で、今度は自民党にとっての「歴史的惨敗」を喫するこ  
107 とになる。けれどもその間の同年 4 月、「売上税」改め「消費税」の導入が決行され、いまや  
108 国民はかつての大騒動を忘れたかのように日々 3%の消費税を支払う生活をしている。一方、  
109 あれほど大反対していた社会党も、いまや政権の座にあって将来の税率アップに同意さえして  
110 いる。一貫して大型間接税の導入を目指してきた大蔵官僚や、政策的に導入を支持してきた経  
111 済学者・財政学者の目には、この嘘も自民党の勝利も敗北も、高齢化時代に向かう日本社会が  
112 踏まなければならない歴史的ステップの一つだったと映っているのかも知れない。

113 [13] しかし税制問題から離れて、これを政治に対する国民の信頼感の消長という視野から見  
114 るならば、期待と諦め、信頼と不信が交錯していた国民の政治家に対する感情の緊張が、86 年  
115 から 87 年にかけてのこの出来事で小さな音をたてて切れてしまったようにも思われるのであ  
116 る。以後、日本の政治には国民の張りを失った諦観と不信感が広がり、前節で述べた海部・宮  
117 沢政権下における政治改革の挫折、そして公約不履行の土壌を準備することになったと考えら  
118 れる。

119 III

120 [14] 仮に政治を永田町での出来事としてとらえるならば、国民が政治に愛想をつかしても仕  
121 方のないだけの嘘・虚偽・公約違反を、日本の政治はこの 10 年だけで十分に経験したのだろ  
122 う。それでは、政治以外の世界では嘘はないか、あってもずっと少なく、全体としてよりクリ  
123 ーンな状況にあるのだろうか。別世界にあるもの同士を比較するのはいささか乱暴な議論では

- 124 あるが、非政治的世界に目を向けることは、政治とは何かを考える上での参考にはなろう。
- 125 [15] 真理を追求し、客観性を何よりも重んじるとされる大学という世界ではどうだろう。た  
126 とえば学生の推薦状を書くという行為を考えてみよう。大学教師にとってそれは周辺の仕事  
127 かも知れないが、研究者を目指す学生が海外の大学院に留学しようとしている場合には、指導  
128 教員による推薦状の影響は大きい。「A君をよく知る者として、その研究者としての将来性を確  
129 信する。」といった趣旨の書状は、公約ではないにしても、その学生の教育に責任をもつ立場の  
130 者にしか書けないだろう。真实性・客観性を保証するために、その文面は審査の関係者以外に  
131 は誰にも、むろん本人にも見せないのがルールである。しかし近年のアメリカでは、指導教員  
132 の推薦状に対する信頼性がかなり揺らいでいるといわれる。というのも、推薦状に書かれた学  
133 生はいずれも「優秀」で「関心・意欲とも高く」、「真摯な態度で研究に臨んでいる」とされ、  
134 実際には審査の手がかりにならないことが多いからである。理論思考に弱い学生に「現実感覚  
135 にとくに優れている」という評価が与えられたり、よくリポートの提出が遅れる学生には「完  
136 全主義的な性格が欠点といえば欠点だ」というコメントがなされることもある。
- 137 [16] そこで競争率の高い大学院の中には、次のいずれに該当するかマークするよう求め、  
138 当年度の最優秀の学生、この5年間で最優秀の学生、この10年間で最優秀の学生、とい  
139 う範疇をあげるところもある。この場合、漠然と「優秀だ」と書くのとは違い、より客観的な  
140 評価が教師に要求され、仮にある学生につき をマークすれば、理論上前後5年間は他の学生  
141 に同じ評価を与えられないことになる。ところが安易に前年に続いて別の学生に の評価を与  
142 えておいて、万一そのことが明らかになったら、たまたま10年に2人という優れた学生が続  
143 いたのだと釈明しようと考えている教師が皆無ではない。そしてこのことによって教師が解雇  
144 されたり、資格を剥奪されるということはまずありえない。それ以前に、世界に星の数ほどあ  
145 る大学の教師の推薦状を逐一追跡・照合する機関やマスコミなどが無い以上、推薦状における  
146 この程度の客観性さえ期待しづらくなっているのが現状である。しかしだからといって、政治  
147 家のように議会を解散して選挙で民衆に再度信を問うというやり方は、大学の教師や医師や牧  
148 師などにはそぐわない。
- 149 [17] これはやや極端な例だが、仮にこうした状況が進めば、一番困るのは当の大学教師たち  
150 と大学という制度全体である。大学は研究と教育の共同体として国境をも越えて連携し、相互  
151 に信頼できてはじめてその強さが発揮される制度である。それなのに自分の学生を不当に有利  
152 に導こうとすれば、結果的に自分への信頼、自分の大学への信頼ばかりか、大学全体への社会  
153 的信頼を弱める結果となろう。
- 154 [18] けれども、以上は問題の半面に過ぎない。教師という職業には「(嘘ではないが)ものは

155 言いよう」的言動や、ある種の「買いかぶり」の能力が求められることもしばしばある。技能  
156 訓練所などとは違って、創造性が生命線となる研究者の養成には、一人一人の学生の中に秘め  
157 られた全く新しい可能性の開発が何よりも大切であり、そのためには教師に対し、学生の中に  
158 あって未だ形をとらない潜在能力を洞察し、それを表現する上での自由を与えることが不可欠  
159 となる。

160 [19] 一例として哲学専攻の学生を考えてみよう。哲学の領域では理論的思考が重要な資質条  
161 件となる。ところが、ある教師の前に現れた一人の学生は、哲学者によってなされている現実  
162 世界の抽象的記述に納得できず、かといって自分の経験する現実を論理的に説明する力はまだ  
163 弱く、あれこれ具体的な生活事実をあげて言葉にならない説明を懸命に試みる。クラスの皆に  
164 笑われながらも、この学生はなお何か重要な問題を訴えようとして引き下がらない。そのまな  
165 ざしと振る舞いの全体を見ながら、もしこの教師が「こいつはただならぬ感性をもっている」  
166 と感じたならば、まさにそこから最も教育らしい教育が始まるのである。そしてこの教師が、  
167 できればこの学生を偏差値的価値観の根強い日本から出して、時間はかかっても世界最高水準  
168 の大学でトレーニングを積ませたいと考え、前年の優等生に最高の評価で推薦状を書いたにも  
169 かかわらず、もう一度最高の評価で推薦したとすれば、少なくともこの教師の内面においては、  
170 その評価は強いリアリティーをもっているということができる。

171 [20] その意味で、全く科学的に検証可能な客観的評価に基づく推薦状などというものに意味  
172 はない。それではテスト会社の代行になる。推薦状が嘘に満ちているかどうかはその時点での  
173 客観性というよりも、時間の経過の中で、つまりその後の学生の発達過程に照らしあわせて、  
174 かつ書き手の教師の内的なリアリティーとの関連で判断する必要がある。教師にしかなし得  
175 ず、また研究教育の共同体が真に必要としているのは、成績表や偏差値や 30 分程度の面接で  
176 は到底発掘しがたい個性の、未だ現実として形をとるには至らない可能性に対する信念の表明  
177 だといってよい。

178 [21] ただ、仮に必ず伸びると推薦した学生がその後伸び悩んだとしても、直ちにその教師の  
179 責任が問われるということはない。その意味で、教師は政治家の場合のように「結果責任」を  
180 問われるということが少なく、期待されているのはあくまで研究者としての内面における倫理  
181 であろう。しかし、大学教師という職業集団全体の倫理性に対する社会からの信頼感は、不誠  
182 実な行為の絶対数が増加してくればどうしても低下せざるをえないのである。

183 IV

184 [22] 学問の世界では、前提仮説・理論モデル・理念型など、対象を分析するための理論上の  
185 道具が用いられる。普通の社会生活をおくっている者の目から見ると、それらはいささか現実

186 からズレている。研究者にとっての理論は、必ずしも生活者にとっての現実や真実ではないの  
187 である。

188 [23] 経済学の世界でよく知られているものに、市場について完全情報を持ち、効用の最大化  
189 を求めて合理的に行動するという人間のモデル、いわゆる「経済人」モデルがある。しかし日  
190 常の経済生活をふり返ればすぐわかるように、われわれはちょっとした買い物について、すべ  
191 での商品の品質やあらゆる商店での価格をチェックすることはなく、また単なる習慣や義理や  
192 人情や気まぐれから、結果的に高くつく買い物をしている。もしわれわれが全くの「経済人」  
193 として行動すれば、血も涙もかわいげもない、それこそ非人間的な行為に映るであろう。にも  
194 かかわらず、このモデルを前提にすることなしに、現代の経済理論の発展がありえなかったの  
195 も事実である。

196 [24] 官僚制に関する理論も、官庁組織の実際や生身の官僚の行動と一致しているわけではな  
197 い。ドイツの社会学者マックス・ウェーバーは、近代官僚制の「理想型」(ideal type)とし  
198 ての特質として次のポイントをあげた。すなわち、 権限の体系 ピラミッド状の組織構造  
199 専門性 無私性 文書主義 專業終身性 定額貨幣俸給制 官吏と行政手段の分離である。こ  
200 のうち最後の「官吏と行政手段の分離」という命題を平たくいえば、近代国家の官僚は、机・  
201 ペン・便せんから庁舎・公金にいたるまで、仕事のための公の道具を自弁しない、公私が分離  
202 されているということである。このことは、官僚が権限という行政手段を私的に利用しないと  
203 という原則とも関連しており、物的にも制度的にも公私混同がないことを意味する。ウェーバー  
204 の興味を中心は西欧社会の合理化過程にあったため、封建諸侯の前近代的官僚組織との対比で  
205 上の特質が抽出されており、その意味では発展の方向として疑いなく歴史的事実が語られてい  
206 る。しかし実際は生きた人間が官吏として職務を遂行するため、一切の私的要素を排除し、ま  
207 た私生活に公的立場を全く持ち込まないということは難しい。権限を背景にした役得・恣意性・  
208 権威主義的態度・接待づけなどは、庶民の感覚からいえばむしろ官僚制の一般原則に近いとも  
209 いえる。

210 [25] ところで、憲法第 15 条は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者で  
211 はない」と規定している。このことと、現実の公務員の姿と、ウェーバーの理想型とはどのよ  
212 うな関係に立つのだろうか。たしかに、一部の利益や企業や個人に奉仕する公務員がまみ見ら  
213 れることは否定できないが、だからといって憲法の条項が現実に即さない嘘であるかという  
214 決してそうではない。むしろ、公私混同の現実の方が正しくなく、憲法の規定はあるべき姿と  
215 現実との間の落差を照らし出すために意味をもっているのである。実はウェーバーのいう「理  
216 念型」も、第一義的には分析の道具として、現実から一定の要素を描出して観念の上で再構成  
217 した一種のフィクション、理論的虚構であるが、さらにそれは現実社会の期待、人間の理想

218 (ideal) を反映している面もある。もっといえば、個々の公務員にとっても、内にも外にも誘  
219 惑は多いが自分自身は本当はこうありたい、という願望の表現でさえあろう。近代化の過程に  
220 おける「官吏と行政手段との分離」とは、何か自然界における万有引力の法則のように、人間  
221 の力とかかわりなく自動的に進行した現象ではなく、その時代時代に多くの人々が政治的腐敗  
222 と格闘し、理想を掲げ、期待し、願望し、禁欲し続けた結果、何とか現段階まで進化したとい  
223 うことにほかならない。

224 [26] そうした歴史的事実への洞察に支えられて、ウェーバーの官僚制理論は古典としての地  
225 位を保ち続けているのであり、また不断に公私混同の誘惑に打ち勝とうとする社会の努力に支  
226 えられる限りにおいて、上記の憲法の規定は真理であり続けるのであろう。多忙な日本の官僚  
227 が、同窓会の案内状をつい職場で所属官庁の便せんと封筒を使って部下に発送させたりするこ  
228 とは見慣れた風景ではあるが、それは公務員の行為としては正しくないと、ウェーバーの理念  
229 型は指摘するのである。

230

V

231 [27] 非政治的世界の嘘として、大学教師の書く推薦状と、研究における理論的抽象の問題に  
232 言及しているうちに、議論は再び政治に近いところに戻ってきた。

233 [28] 政治を見る目を、身近な選挙公約とその履行という短期ミクロ的視座から、長期マクロ  
234 的視点へと移してみよう。そうすると、たとえばイスラエルの建国のように、民族共同体の古  
235 き約束が数千年の後に成就したり、あるいは政治の世界における理念が長い歴史の中で徐々に  
236 新しい事実をつくり出していく数々の例が見られる。コークの唱えた「人の支配から法の支配  
237 へ」という命題、ロックが主張した市民政府の理論、ルソーが提唱した社会契約説などは、は  
238 じめは政治の現実からかけ離れているように見えたにもかかわらず、あたかも予言のごとく市  
239 民を動かし、政治制度の変革を促し、西欧社会において新しい現実になったばかりでなく、そ  
240 れ以外の世界にまで波及していった。歴史の評価は人によってさまざまだろう。当然、近代政  
241 治が自由・平等・平和という理念を掲げたにもかかわらず、抑圧・不平等・紛争の状況は依然  
242 終わる気配さえないではないか、という見方もありえよう。けれども、人類史ははじめから支  
243 配・差別・戦争の歴史だったにもかかわらず、少なくともこの 2 世紀あまり、人間は自由・平  
244 等・平和という理念をもち続け、それに向けて制度を改め続け、現実に働きかけ続けてきたと  
245 という事実を全く否定することもできないだろう。

246 [29] 言葉というものは重くもなれば、軽くもなる。その違いは、一つには相互の信頼関係に  
247 よって決まってくる。完全に父親を信頼しきっている 3 歳の子供にとって、「三輪車を買って  
248 やろう」「明日は海に行こう」という父親の約束の言葉は重い。この重さは翻って父親にのしか

249 かり、責任となり、約束の履行を迫る圧力となる。反面、これを単なる口約束だとして反故に  
250 すれば、そのことのツケも大きい。それが度重なれば父親の言葉は次第に重みを失い、やがて  
251 は語る言葉が声高になればなるほど子供はそっぽを向くということになる。いったん信頼が  
252 失われると、それを回復するには心を改めて約束を守るしか方法はない。そして約束を守るこ  
253 とによって信頼を回復し言葉の重みを取り戻すためには、長い時間がかかり、大変な精神的エ  
254 ネルギーを要する。それは信頼が失墜し言葉が重みを失うことの容易なのと比較を絶する。日  
255 本の政治家の言葉が、国内でも国際的にも重みを失う一方であることは既に触れた。政治家の  
256 言葉が重みを取り戻すために並大抵でない知恵と努力が求められることについては、改めて述  
257 べるまでもなからう。

258 [30] いま、「人に優しい政治」「弱者に優しいまちづくり」「地球に優しい製品」といった言葉  
259 が氾濫気味である。「やさしさ」「誠実さ」「本物」などなど、本来は大切な価値をあらわす言葉  
260 の重みや深みが急速に失われつつある。それらの言葉を聞いても、弱さ、糞真面目、金持ちの  
261 高級志向の代名詞くらいにしか思わない人も多いただろう。しかし、言葉はそれが語られる状況  
262 によって本来の重みや力を回復する。以前、互いに信頼し、尊敬しあい、価値観を共有してい  
263 る若い男女がいた。男性は相手に熱い思いを寄せていて、女性もそのことに感づいてはいたが、  
264 しかしこの女性は結婚の相手には別の男性を選ぶことを決心し、そのことを告げる時が来る。

265 「私、結婚します。」  
266 「そう。で、相手の人は誠実な人かい。」  
267 「ええ、とても誠実な人です。」  
268 「そうか、うん、それはおめでとう。」

269 [31] この短い会話の中の「誠実」という一語の何と重いことか。言葉自体が軽くなったので  
270 はなく、言葉本来の重みを回復させる信頼関係という場が希薄になったということであろう。

271 [32] 先に父と子のたとえを持ち出したが、親子関係は政治の世界を考える上でのヒントにな  
272 る。親子という関係では、力・知識・判断能力において大きな落差があるため、親は子供を支  
273 配し、操作しやすい立場にある。子供の要求をすべてきいてははその子のためにならず、家  
274 族のためにもならないような事態は数限りない。自然、菓子などの子供だましで釣ってはぐら  
275 かす、後先を考えない嘘でその場をしのぐ、真実を伝えない、子供の忘却力に期待しつつ守る  
276 つもりのない約束をする、といった常套手段が用いられる。理解力・判断力が未熟な子供に対  
277 する責任ある親の行為として、正当化されるものも少なくなからう。しかし子供の成長と共に、  
278 自分で判断し自分で責任をもてる個人に近づけるよう、徐々に対等の関係に移行しなくてはな  
279 らない。

280 [33] ところが、対等の関係において物事を決めていくというのは一種の民主主義であり、時  
281 間と労力を要するため、ついつい以前の後見主義・啓蒙専制主義に戻るといった誘惑に負けてし

282 まう。それは子供を信頼しようとする努力を放棄させる一方、やがて子供の側の不信感をもつ  
 283 のらせる不幸な結果となろう。子供を信頼するということは、その時点での子供の知識・能力  
 284 を必要以上に評価することではない。今は失敗しても、試行錯誤の中から学習しつつやがては  
 285 責任ある人間になっていこうという、成長の可能性を信じるということである。

286 [34] 先に触れた売上税騒動や消費税の導入も、100%自民党と大蔵省の悪意に基づいていた  
 287 と考えるのは正しくない。政府・与党の側に、国の財政状況や将来の高齢化社会の福祉にかか  
 288 る負担増を予測すると、日本の選択として間接税導入が必至だと真剣に考える人々がいたこと  
 289 は確かである。ただその上で、不勉強な国民はおそらくそうした将来の難問を理解してはくれ  
 290 ないだろうという、国民に対する一種の子供扱いが、一方における後見者的な善意と他方にお  
 291 ける不信となって当時の言動に表れたのであろう。「一般消費税」「大型間接税」「売上税」  
 292 「消費税」「国民福祉税」という名称がえも、この後見者的意識と不信感の交錯から生ま  
 293 れた苦しいごまかしを示している。しかし信頼関係とはまさに相互的なことがらであるために、  
 294 あのような事態に至ったものと考えられるのである。

295 [35] そこで逆に、あえて国民の方から自ら選んだ政治家を信頼し、その自由な活動を見守り、  
 296 忍耐強くサポートし続ける姿勢を示してみてもはどうだろう。政治家の方も意気に感じ、責任を  
 297 意識し、倫理性が少しずつでも高まるということもありえよう。少なくとも地方政治の世界で  
 298 は、自治の可能性を信じる市民のねばり強い運動が、首長・議員・職員の自覚を促し、一歩ず  
 299 つ地域の政治の質を高めている事例にこと欠かないからである。そうして、市民と政治との関  
 300 係が一步改善すると互いの言葉から嘘が一つ消え、言葉に真実味が一つ増すと信頼関係がまた  
 301 一歩進む、という新しい創造的な循環がそこから始まるだろう。互いに自分は大人だが相手は  
 302 頼りない子供だと考える関係が双方の幼児性を物語っているとすれば、自分の幼児性をも自覚  
 303 しつつ相手の成長の可能性を信じるのが大人同士の関係ということができよう。

304 VI

305 [36] 最後に若い男女の関係を手がかりに、政治の世界における言葉について、もう一つの側  
 306 面を考えてみたい。ミュージカル「星根の上のバイオリンひき (Fiddler on the Roof)」の会  
 307 話に、おそらくアドリブかと思われるが、次のようなものがあつた。舞台は今世紀初頭ロシア  
 308 の寒村のユダヤ人部落。大工業都市キエフから社会主義の宣伝にやって来た活動家学生が、保  
 309 守的なユダヤ人家庭に育った五人姉妹の次女と親しくなり、ある日求婚を決意する。

310 「今朝はちょっと話があるんだ。」と青年。  
 311 「改まってなあに。」と娘。  
 312 「何そのお、政治の話さ。」  
 313 「また例の解放とか、革命とかのむずかしい話なの。」  
 314 「いや、独立した個人が連帯して新しい社会を形成しようという提案さ。」

315 「やっぱりむずかしいわ。」  
316 「たとえばの話だが、古い価値観の支配する村で自由を抑圧されてきた者と、新しい理  
317 想に燃えた町の若者とが、いま手を結ぶと仮定しよう。」  
318 「いよいよ見当がつかないわね。」

319 [37] 青年は話の核心を避けて遠回しに語り、娘の方も見当はついているのにわからないふり  
320 をし、そのものズバリではない言葉の演技が親しい二人をさらに接近させるのである。

321 [38] 保守的なユダヤ人社会の価値観と、社会主義思想の価値観との間には、現代日本のいか  
322 なる党派同士よりも深いクレバスが横たわっている。相互不信の種として、これほどの価値の  
323 落差もない。にもかかわらず、そこに生まれるのは退屈で実感や質量感のない言葉のやりとり  
324 などでは決してない。異質なもの同士の出会い・交わり・感性の衝突・駆け引き、そこで交わ  
325 される言葉の綾や比喩。そこに見られるのは、新たな連帯を築き、その信頼関係を深めるため  
326 に凝らされる嘘やフィクションさえ含んだ言葉の技術の妙である。一方その背後には、一つ使  
327 い方を間違えると社会関係を一瞬にして壊しかねない言葉の怖さもある。青年と娘の会話にみ  
328 られる婉曲表現による「真実の迂回」は、たとえば末期ガンの患者と家族や医師との間の会話  
329 にも見られるのであろう。さらにいえば、相対立する国家同士が信頼関係を築こうとして行う  
330 外交交渉の言語形態とも、決して無縁ではないであろう。

331 [39] そうした意味で、政治の世界は意外と身近なところにも存在しており、非政治的世界の  
332 人間関係と共通する面が少なくない。とすれば、われわれの日常生活における人間関係の質を  
333 高めることにより、政治への信頼回復のヒントが見つかるとも考えられる。できるだけ約束を  
334 守る、嘘を少なくする、言葉の重みの回復に心がける、その運動は家庭・職場・地域で今日か  
335 らでも開始できよう。むろん真実の関係に至ろうとする労苦は、広い意味での嘘をつかせる場  
336 合もあろうし、堅い信頼関係を築く過程では、時には楽しいが時には苦しい嘘が必要かも知れ  
337 ない。国民の不信感が広がる今の日本の政治に必要なものは、子供じみた力無い嘘を少なくす  
338 る努力と同時に、成熟した人間の言葉の芝居やユーモアや遠き理想を含んだ、真実の思いから  
339 出た嘘ではないかという気がする。

1. 政治における公約の履行・違反が相関的なことからであるということの説明として、最も適切なものはどれか。

- a. 履行・違反を一律に判定できる無条件の規準などない。
- b. 政治家と選挙民との信頼関係の有無が履行・違反の最も重要な判断基準となる。
- c. 政治的諸条件の検討により、履行・違反は客観的に判定できる。
- d. 履行・違反は公約する政治家の誠実さとの関数として把握できる。

2. 論文で地方公共団体の首長は「自治体の大統領」と表現されている。この場合、「大統領」とはどのようなことがらを表現しているのか、最も適切なものを選び。

- a. 議会の支持を得るため多数派工作に力を注ぐ。
- b. 権力分立の原則に基づき、直接選挙で選ばれる。
- c. 条例の制定に関し議会に対して拒否権をもつ。
- d. カリスマ的なパーソナリティをもち、パフォーマンスに巧みなことが多い。

3. 論文で「自治体の大統領」と表現された知事の任用の方法について、憲法第 92 条は「地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定している。この場合、「地方自治の本旨」を最もよく表現する概念はどれか。

- a. 直接民主制
- b. 直接請求制度
- c. 団体自治
- d. 住民自治

4. 日本国憲法が規定する議員内閣制の原理を最もよく表現する説明はどれか。

- a. 内閣と国会は三権分立の原則を厳格に貫き、抑制と均衡の関係にある。
- b. 国会は国権の最高機関・国の唯一の立法機関であり、法の支配の原則に基づいて内閣の行政権の行使を統制する。
- c. 内閣は国会の多数の意思に基づいて組織され、行政権の行使につき国会に対して責任を負う。
- d. 総理大臣および国務大臣の過半数は、国会議員の中から国会の同意を得て選ばれる。

5. 大統領制と議院内閣制についての説明として、正しいものはどれか。

- a. フランスではイギリスの三権分立制が模範として影響力をもち、フランス革命の後、フランスにおけるその具体化として大統領制をとった。
- b. イギリスは三権分立制の模範国とされていたが、議院内閣制はその具体化である。
- c. イギリスは 17 世紀の 2 つの革命を通じて議院内閣制を実現した。
- d. アメリカの建国は、イギリスからの植民者を中心に行われ、イギリスの権力分立制を徹底化して大統領制をとった。

6. 論文に述べられるように、現行憲法における総理大臣の権限は、大日本帝国憲法におけるそれに比べて大幅に強化された。そのことの説明として、適切なものほどれか。

- a. 国務大臣の任免権を与えた。
- b. 軍部（自衛隊）に対する文民統制の権限を与えた。
- c. 衆議院の解散権を与えた。
- d. 予算編成権を与えた。

7. 論文によれば、宮沢首相の政治改革に対する意欲の表明は、

- a. 自民党政権史上まれにみる勇気を示していた。
- b. 海部首相と同じく総裁続投のための名目に過ぎなかった。
- c. それまでの国民の政治家に対する信頼感を崩壊させた。
- d. 当時の政治情勢に対する客観的判断が足りなかった。

8. 1の主題を最もよく示すものはどれか。

- a. 1995年の選挙にあらわれた政治不信
- b. 総理大臣と都知事の権限の比較
- c. 公約の履行・違反に対する評価の構成要因
- d. 宮沢首相と青島都知事の公約に対する態度の比較

9. 中曽根首相が突然衆議院を解散したことは、

- a. 歴代首相がしばしば行ってきたことであり、ある程度予想されていた。
- b. 許すべからざる明確な選挙公約違反であった。
- c. すでに与野党の間で実質的な合意がなされていた。
- d. 自民党に対する国民の信頼を完全に裏切った。

10. 公明党候補の藤尾政行氏の発言に対するコメントは、

- a. 正直であることの重要性に言及したものといえる。
- b. 自民党の中にあつた良心に言及したものといえる。
- c. 一種の内幕暴露といえる。
- d. 一種のほめ殺しといえる。

11. 売上税 = 消費税導入をめぐる税制についての基本的説明として、適切なものはどれか。
- 直接税では累進課税制度がとられる。
  - 間接税では租税負担が公平である。
  - 間接税では納税者と税負担者が別である。
  - 直接税では所得補足率が高い。
12. 長期単独政権末期の自由民主党内閣のもとで消費税の導入が行われた理由として、適切でないものはどれか。
- 直接税と間接税の比率のアンバランスの是正
  - 高齢化社会に備えた福祉政策の財源の確保
  - 課税の均等化と所得再分配による福祉政策の促進
  - 広い国民層からの徴収の容易さ
13. 売上税 = 消費税の導入が難航した理由の説明として、適切でないものはどれか。
- 政府・与党の度重なる公約違反への不信が強かった。
  - 逆進的な大衆課税である。
  - 税金分が商品価格に転嫁されるが、商品を買った業者に納税させる制度上の保証がない。
  - 高齢化社会における福祉政策の財源としては不十分である。
14. 売上税騒動の顛末は、
- 政策的に高齢化社会への有効な準備となった。
  - 政権党と財政当局の悪意を証明した。
  - 国民の納税者意識の欠如を露呈させた。
  - 政治における言葉の重みを失わせた。
15. II の主題を最もよく示すものはどれか。
- 中曽根首相の公約違反と細川首相のそのの影響の、国民感情における結びつき
  - 中曽根首相の政治行動における嘘が、国民の政治意識に及ぼした衝撃
  - 売上税 = 消費税導入の政治過程
  - 自民党長期単独政権の終焉の政治過程

16. I と II を通じる主題の説明として、適切なものはどれか。
- a. 55 年体制の崩壊と政治の世界の変動
  - b. 総理大臣の公約違反に対する国民感情の変化
  - c. 自由民主党政権の歴代総理大臣と青島新都知事との公約に対する態度の比較
  - d. 歴代総理大臣および自由民主党の権力の変化
17. 論文は、政治家は「結果責任」を問われると述べているが、その説明として適切なものはどれか。
- a. 目的を追求する行為の結果が問われるすべてであって、その行為の内面的な動機は問題にされない。
  - b. 目的を追求する行為の結果が問われるすべてであって、そのための手段は問題にされない。
  - c. 目的を追求する行為の客観的な結果に応じて、解散・選挙のような客観的手続きにより責任が問われる。
  - d. 目的を追求する行為が約束した結果をもたらすよう、真剣に実行することが期待される。
18. III の中ほどに「以上は問題の半面に過ぎない」と述べられている。「問題の半面」の説明として適切なものはどれか。
- a. 大学における推薦状の客観性の保証
  - b. 大学における学生評価の客観性とその限界
  - c. 大学における推薦状からみた政治の世界における公約の意味
  - d. 大学教師の学生評価の責任
19. 「以上は問題の半面に過ぎない」と述べられているが、それでは問題のもう一方の半面とは何か。その説明として適切なものを選べ。
- a. 大学教師は学生の潜在的な可能性を見抜き、それを表現しなければならない。
  - b. 研究者の養成のためには、潜在的な可能性を開発することが決定的である。
  - c. 大学における学生の評価では、教師の内面的な確信が決め手になる。
  - d. 大学教師の学生評価について、責任を客観的に問うことは不可能である。
20. 論文にしたがえば、大学における最も教育らしい教育とは、
- a. 知識の伝授よりも学生の感性の開発にある。
  - b. 偏差値と逆相関の関係にある。
  - c. 学生の未知の可能性の開発にある。
  - d. 科学的な実証精神の育成にある。

21. 論文は、政治の世界における公約と大学の世界における学生評価の表明との両者を取り上げて、何を言おうとしているのか。適切な説明を選べ。

- a. 大学の世界と政治の世界の両方にそれぞれの嘘がある。
- b. 大学の世界は政治の世界よりも意見の客観性が重視されている。
- c. 大学の世界と政治の世界とでは責任の問われ方が異なる。
- d. 二つの世界は比較ができないほど違っているが、その違いを通して政治の世界の特徴が浮き彫りになる。

22. III の主題の説明として適切なものはどれか。

- a. 推薦状という制度の問題点とその改革
- b. 政治の世界における嘘の横行と大学の世界における客観性の重視
- c. 政治家と大学教師との職業倫理と責任の比較
- d. 学生の評価における客観的事実とそれを超えるもの

23. 「経済人」モデルの説明として、正しくないものはどれか。

- a. このモデルの構想はアダム・スミスに始まる。
- b. このモデルの構想には功利主義思想の影響がある。
- c. このモデルは現実を分析する道具として作られたフィクションである。
- d. このモデルは自己利益の最大化を求めて行動するエコノミック・アニマル的な人間を指す。

24. ウェーバーのいう「理念型」は、生活者にとっての現実理解とは異なる次元に属するが、ウェーバーによる近代官僚制の理念型の説明として、適切なものはどれか。

- a. 専門知識の独占による官僚の影響力の増大と実質的な政治支配
- b. 規則の偏重と文書の重視がもたらした行政の形式主義と繁雑化
- c. 個人的な感情や共感能力を抑えた冷たい行政
- d. 専門官僚を職務と権限によって合理的に配置したピラミッド状の管理機構

25. ウェーバーの指摘した近代官僚制の特質の中で、「官吏と行政手段の分離」と内容的に重複するものはどれか。

- a. 権限の体系
- b. 専門性
- c. 文書主義
- d. 無私性

26. IV の中ほどに引用された公務員の本質に関する憲法 15 条の規定の説明として、妥当といえないものはどれか。

- a. 公務員の使用者は国民全体である。
- b. 公務員は公共の利益のために働く。
- c. 公務員は国民の基本的人権を侵害してはならない。
- d. 公務員は行政の中立性を守らなければならない。

27. 公務員の本質に関する憲法 15 条の規定を具体化するために、閣僚等を除く一般職公務員の活動を制限するさまざまな法的規定があるが、それに当てはまらないものはどれか。

- a. 特定の政党に属してはならない。
- b. 営利事業を営んではならない。
- c. 争議権を認められていない。
- d. 公選による公職についてはならない。

28. IV に述べられた筆者の見方に立てば、「官官接待」のスキャンダルに対してどのように対応すべきだと考えられるか。妥当と思われるものを通べ。

- a. 明確な憲法違反として厳罰に処す。
- b. 日本の社会慣行そのものだとして黙認する。
- c. 定着した慣行であっても公務員本来の姿からの逸脱である限り、是正を試み続ける。
- d. 違法であっても日本の社会慣行に即しているのであれば、法をできる限り弾力的に解釈する。

29. IV で述べられている主張として、正しくないものはどれか。

- a. 理論モデルや理念型は一種のフィクションである。
- b. 憲法の規定は現実に履行されているとは限らない。
- c. 理論モデルや理念型は、生活者にとっての現実と同じではない。
- d. 憲法の規定であっても、現実に履行されないことがある場合は意味がない。

30. 論文は、政治の世界における公約と学問の世界における理論について論じているが、筆者はそこからどのような結論を引き出しているか。妥当でないものを選べ。

- a. 政治の世界にも学問の世界にもそれぞれに嘘がある。
- b. 政治の世界よりも学問の世界の方が嘘が少ない。
- c. 政治の世界の嘘は人をだますが、学問の世界の嘘は人をだますことを意図しない。
- d. 政治の世界でも学問の世界でも、公けに述べられた言葉と客観的事実の間にはずれがある。

31. コークの「法の支配」の理念について、最も関連深いことがらはどれか。
- a. 立法部の優位
  - b. 裁判所による行政部の監督
  - c. 違憲立法審査制
  - d. 市民による行政部の監督
32. ロックの「市民政府論」について、最も関連深いことがらはどれか。
- a. 名誉革命
  - b. 権利請願
  - c. 権利章典
  - d. 清教徒（ピューリタン）革命
33. ルソーの「社会契約論」について、最も関連深いことがらはどれか。
- a. フランス革命とジャコバン派の独裁
  - b. フランス啓蒙思想の形成
  - c. フランスにおける代議制の形成
  - d. 絶対主義から啓蒙専制政治への移行
34. IV と V では、歴史の中で言葉がそれに見あった新しい事実をつくり出してゆく動きについて述べ、それを自然界の法則と比較している。前者の説明として適切なものはどれか。
- a. 言葉には、その本質として人を動かす力が内在している。
  - b. 自然界と違って、人間の世界には進歩の動きが働いている。
  - c. 言葉が人の願望や理想を込めて語られる場合には、人を動かすことがある。
  - d. 人間の歴史の中にも、必然的で抗うことができないという点で、自然法則に似た力が働いている。
35. VI の冒頭に、「政治の世界における言葉について、もう一つの側面を考えてみたい」と述べられている。これに先立って論じられた「側面」の主題として、最も適切な説明を選べ。
- a. 親子関係における言葉の働きとも共通性がある。
  - b. 約束違反によって言葉の重みが失われる。
  - c. いったん失われた言葉の重みを回復するのは不可能に近い。
  - d. 言葉の重みは信頼関係に依存する。

36. VI の冒頭で述べられている、政治の世界における言葉についての「もう一つの側面」とは何か。最も適切と思われる説明を選べ。

- a. 身近な人間関係と政治の世界とは、意外に共通する面が大きい。
- b. 今の日本の政治の世界に必要なことは、言葉の重みを増すことである。
- c. 信頼関係の中で語られる嘘には、その信頼関係をさらに深める場合がある。
- d. 深刻な価値観の対立を乗り越えるには、巧みな嘘が効果的である。

37. V と VI を通じた基本的な主題として、最も適切なものはどれか。

- a. 政治改革の糸口は、まず国民の方から政治家を信頼してかかることにある。
- b. 政治の世界と、非政治的世界のさまざまな人間関係とは、本質的な違いもあるが意外に共通する面も大きい。
- c. 言葉の重みは信頼関係に依存し、信頼関係の中で語られる言葉は事実でない場合にも、その人間関係を深めることができる。
- d. 政治の世界でも政治以外の世界でも、巧みな嘘が信頼関係の改善に有効に働く。

38. 論文全体を通して、筆者は人間の社会関係において何を最も重視しているか。適切な説明を選べ。

- a. 言葉によって関係を形成していく。
- b. 対等の関係を築いていく。
- c. できるだけ約束を守る。
- d. 客観的事実を尊重する。

39. 論文で、筆者が政治の世界と政治以外の世界とに共通する重要なことがらとして述べているのは何か。適切な説明を選べ。

- a. 嘘はどちらの世界も頹廃させる。
- b. 事実として実現しない言葉、事実と一致しない言葉は無意味である。
- c. ある種の嘘やフィクションは積極的な働きをする。
- d. 科学的・客観的な判断を発展させなければならない。

40. 論文全体を通して、筆者が人間の社会関係における言葉の重みを得るために重視していることがらは何か。適切なものを選べ。

- a. 言葉を語る者が言葉に責任をもつこと
- b. 言葉を粗製乱造しないこと
- c. 言葉と客観的事実との一致
- d. 言葉によって結びつく者の間の信頼関係